

## 1. 景品表示法に基づく法的措置件数の推移(令和3年1月31日現在)

(単位:件)(※4)

年度		平成21 (2009)	平成22 (2010)	平成23 (2011)	平成24 (2012)	平成25 (2013)	平成26 (2014)	平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)	平成30 (2018)	令和1 (2019)	令和2 (2020)	合計	年度	
国	措置命令 (※1)	12	20	28	37	45	30	13	27	50	46	40	16	364	措置命令 (※1) 課徴金 納付命令 (※2)	国
	課徴金 納付命令 (※2)								1	19	20	17	13	70		
都道府県等(※3)	26	36	22	29	64	3	3	1	8	9	15	6			都道府県等(※3)	
北海道	1	2	3	1	36				1					43	1	北海道
青森														0	0	青森
岩手														0	0	岩手
宮城														0	0	宮城
秋田														0	0	秋田
山形														0	0	山形
福島														0	0	福島
茨城		1	1	2								1		4	1	茨城
栃木	1	6	1	2					1					10	1	栃木
群馬					1									1	0	群馬
埼玉			4	9	11	1	1							4	3	埼玉
千葉	1	1		1										3	0	千葉
東京	12	12	3	6	3	2			1	2	2	1	38	6	東京	
神奈川			2	1										3	0	神奈川
新潟		3			1									4	0	新潟
富山														0	0	富山
石川														0	0	石川
福井														0	0	福井
山梨														0	0	山梨
長野										1				0	1	長野
岐阜	1	1			1			1						1	3	岐阜
静岡	1	1	1	3	2				1	2	1			8	4	静岡
愛知			1		2									3	0	愛知
三重														0	0	三重
滋賀														0	0	滋賀
京都	1		1	1										3	0	京都
大阪		1											6	6	1	大阪
兵庫	2								1					2	1	兵庫
奈良					2									2	0	奈良
和歌山		2		2	1									5	0	和歌山
鳥取														0	0	鳥取
島根		2												2	0	島根
岡山													1	0	1	岡山
広島							1							0	1	広島
山口					3									3	0	山口
徳島	1	1			1									3	0	徳島
香川														0	0	香川
愛媛	1		1											2	0	愛媛
高知	2													2	0	高知
福岡		1		1						1				2	1	福岡
佐賀		1												1	0	佐賀
長崎														0	0	長崎
熊本	2				3									2	0	熊本
大分				3										3	0	大分
宮崎			1											1	0	宮崎
鹿児島													1	0	1	鹿児島
沖縄		1												1	0	沖縄

※1 平成21年8月末日までは公正取引委員会における排除命令件数。平成21年9月1日以降は消費者庁における措置命令件数。

※2 課徴金納付命令は、平成28年4月1日施行の改正景品表示法により導入。

※3 平成26年11月末日までは指示件数。平成26年12月1日以降は措置命令件数(平成26年度の措置命令件数は0件。)(市町村の措置件数も含む。)。

※4 法的措置件数は措置時点の件数(平成29年度の課徴金納付命令1件は平成30年12月21日に、平成30年度の国の措置命令1件は令和2年5月15日に取り消されている。)。

## 2. 景品表示法に基づく法的措置事件の概要（令和2年2月1日～令和3年1月31日）

※ 国又は都道府県等において法的措置を採った事件の公表されたものの概要を掲載しています。措置の詳細につきましては、国又は公表を行った都道府県等のホームページを御覧ください（事件概要に記載のURLをクリックしてください。）。

措置日	処分行政庁	事業者名	事件概要
R3.1.28 【課徴金納付命令】	消費者庁	株式会社 E Cホールディングス	<p>株式会社E Cホールディングスは、「ブラックサプリEX」と称する食品（以下「本件商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、平成30年10月1日から平成31年2月7日までの間、自社ウェブサイトにおいて、例えば、平成30年10月1日から平成31年2月7日までの間、「Before」と付記された白髪が目立つ人物のイラスト及び「After」と付記された黒髪の人物のイラスト、並びに本件商品及び本件商品の容器包装の写真と共に、「いくつになっても、柔らかな印象で ゆるふわっ！華やか！」、「年齢のせい・・・じゃなかった！」及び「1日3粒※飲むだけで私もこんなに変われた秘密のサプリ！ ※3粒は目安です」等と記載するなど、あたかも、本件商品を摂取することにより、白髪が黒髪になる効果が得られるかのように示す表示をしていた。</p> <p>消費者庁が、同社に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は、当該期間内に当該資料を提出しなかった。</p> <p>課徴金額：1972万円</p> <p><a href="https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_CMS215_210128_01.pdf">https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_CMS215_210128_01.pdf</a></p>
R3.1.15 【措置命令】	消費者庁	萬祥株式会社	萬祥株式会社は、「Jaiail（ジュエル）」と称する商品（以下「本件商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、例えば、令和2年5月26日、同年7月31日、同年9月3日、同月10日、同月14日、同月28日、同年10月1日及び同月26日に、自社ウェブサイトにおいて、「Jaiail パーソナル空気清浄機 日々の空気をよりキレイに」、「-ion 100万／cm <sup>3</sup> 」、「花粉除去率99.9%」及び「PM2.5除去率99.9%」並びに「0.5秒ごとに1,000,000/cm <sup>3</sup> のマイナスイオンを連続48時間出し続けることが可能、平均一日

			<p>8時間使用しても、五日間持ちますから、頻繁な充電は要らず、首にかけるだけでいつでも、どこでも、キレイな空気があなたを包み込みます。」等と表示するなど、あたかも、本件商品を身に着ければ、本件商品から発生するマイナスイオンの作用により、いつでもどこでも、様々な場面で、身の回りの空間の花粉、PM2.5などの浮遊物を除去し、空気を清浄にする効果が得られるかのように示す表示をしていた。</p> <p>消費者庁が、同社に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は、期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料はいずれも、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。</p> <p><a href="https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_210115_01.pdf">https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_210115_01.pdf</a></p>
R3.1.15 【措置命令】	消費者庁	株式会社 ネイチャーネイチャーリンク	<p>株式会社Nature Linkは、「Air Revo CARD／エアレボカード」と称する商品（以下「エアレボカード」という。）及び「Air Revo CERAMIC PLATE／エアレボセラミックプレート」と称する商品（以下これらを併せて「本件2商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、令和2年8月31日、同年9月3日、同月28日、同年10月1日、同月12日、同月19日、同年11月2日、同月17日、同月24日、同月30日、同年12月3日、同月7日、同月17日及び同月21日に、自社ウェブサイトにおいて、例えば、エアレボカードについて、「イオンのパワーで空気革命」及び「ION CLEANER Air Revo」、「身近にある様々な空気トラブル」と表示し、「空気のトラブル」、「ウイルス、花粉、アレル物質、細菌、PM2.5・・・。目には見えなくても、私たちの身のまわりの空気中には、日々の健康に影響を及ぼすさまざまな原因物質が浮遊しています。」、「エア・レボリューション、“Air Revo（エアレボ）”は、イオンの発生効果を利用した携帯エア・クリーナー。いつでも、どこでも、身につけているだけで、あなたの身のまわりの空気トラブルを軽減します。」等と表示するなど、あたかも、本件2商品を身に着ければ、本件2商品から発生するイオンの作用により、いつでもどこでも身の回りの空気を清浄にして、空気中に浮遊するウイルス、花粉、アレル物質、PM2.5、細菌等が人体に及ぼす影響を軽減する効果が得られるかのように示す表示をしていた。</p> <p>消費者庁が、同社に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提</p>

			<p>出を求めたところ、同社は、期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。</p> <p><a href="https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_210115_02.pdf">https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_210115_02.pdf</a></p>
R2. 12. 23 【課徴金納付命令】	消費者庁	株式会社 ジャパネット たかた	<p>株式会社ジャパネットたかたは、エアコン4商品を一般消費者に販売するに当たり、例えば、平成29年5月19日に配布した会員カタログにおいて、「ジャパネット通常税抜価格 <del>79,800</del>円」、「2万円値引き」、「さらに！会員様限定2,000円値引き」と記載するなど、あたかも、「ジャパネット通常税抜価格」等と称する価額は、同社において通常販売している価格であり、「値引き後価格」等と称する実際の販売価格が当該通常販売している価格に比して安いかのように表示していた。</p> <p>実際には、「ジャパネット通常税抜価格」等と称する価額は、同社において、最近相当期間にわたって販売された実績のないものであった。</p> <p>課徴金額：5180万円</p> <p><a href="https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_cms212_201223_1.pdf">https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_cms212_201223_1.pdf</a></p>
R2. 12. 23 【課徴金納付命令】	消費者庁	株式会社 ゼネラルリンク	<p>株式会社ゼネラルリンクは、「マカミア」と称する食品（以下「本件商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、例えば、令和元年11月25日から令和2年2月5日までの間、「nene」と称する自社ウェブサイトにおいて、「自然環境の厳しい南米ペルー産のマカを厳選し独自製法のエキスパウダーとして抽出。大学教授をはじめとする共同研究チームによる機能性試験において、授かり率が190%高まることが示されました。」等と表示し、令和2年1月9日から同月16日までの間、実際には自社が運営しその表示内容を自ら決定しているにもかかわらず第三者が運営するものであるかのように装った「妊活ガイド」と称するウェブサイトにおいて、「妊娠率190%UPも！？今話題の妊活サプリ総合ランキング！」「マカミア（ネンネ）」「授かり率が190%UPする妊活サプリ」等と表示することにより、あたかも、本件商品を摂取することにより、著しく妊娠しやすくなる効果が得られるかのように示す表示をしていた。</p> <p>消費者庁が、同社に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は、期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当</p>

			<p>該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。</p> <p>課徴金額：193万円</p> <p><a href="https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_1223_1.pdf">https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_1223_1.pdf</a></p>
R2.12.22 【措置命令】	消費者庁	サル - テ ラボ Lab 株式会社	<p>S a l u t e . L a b 株式会社は、「イオニアカードPLUS」と称する商品（以下「本件商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、自社ウェブサイトにおいて、例えば、令和2年7月16日に、「検証結果で分かるイオニアカードの確かな効果」と記載のあるウェブページにおいて、本件商品の画像と共に、「検証結果で分かるイオニアカードの確かな効果」、「スギ花粉 84.5%除去」及び円グラフの画像、「ヒノキ花粉 77.6%除去」及び円グラフの画像、並びに「PM2.5 90.1%除去」及び円グラフの画像、「カードを身につけるだけで <u>空気のトラブル</u> からあなたを守る」、「花粉」、「アレル物質」、「ウイルス」、「PM2.5」、「タバコのニオイ」及び「これらは、ぜんそくや鼻水・鼻詰まり、目のかゆみなどの原因に。インフルエンザには、二次感染のリスクもあります。『イオニアカード』は、そんな“空気のトラブル”からイオンの力であなたを守ります。」等と表示することにより、あたかも、本件商品を身に着ければ、本件商品から発生するイオンの作用により、本件商品から半径1.5メートルから2メートル程度又は半径1.5メートル程度の身の回りの空間における花粉及びPM2.5を除去し、本件商品を身に着けた者にウイルス、菌等を寄せ付けない効果が得られるかのように示す表示をしていた。</p> <p>消費者庁が、同社に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は、期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。</p> <p><a href="https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_201222_01.pdf">https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_201222_01.pdf</a></p>
R2.12.18 【措置命令】	消費者庁	株式会社 TBSグロウ ディア	<p>株式会社TBSグロウディアは</p> <p>① 「TBCスレンダーパッド」と称する商品（以下「本件商品①」という。）を一般消費者に販売するに当たり、平成30年12月29日にBS放送を通じて放送した「プレミアムカイモノラボ」と称するテレビショッピング番組（以下「本件番組」という。）において、「今回御紹介するアイテムを使えば、寸胴ボディもたった3週間でこんなすっきりくびれボディに」及び「下腹部</p>

			<p>がなんとマイナス8.5センチ」との音声、「使用前 81.0cm」、「3週間使用後 72.5 cm」及び「下腹部 -8.5 cm」との文字の映像等を表示することにより、あたかも、本件商品①を腹部に使用すれば、本件商品①の電気刺激によって腹部の筋肉が鍛えられることにより、特段の食事制限や激しい運動をすることなく、1日20分間の使用を3週間継続することで腹部の痩身効果が得られるかのように示す表示をしていた。</p> <p>② 「トルネードRFローラー」と称する商品（以下「本件商品②」という。）を一般消費者に販売するに当たり、平成31年3月17日に本件番組において、「そこで、お腹周りでお悩みの皆さんに、軽微な運動を併せて、EMSモードで4週間使っていただきました」との音声、「使用前 へそ周り 74.3cm」との文字の映像、「へそ周り 63.8センチ。マイナス 10.5センチです」、「1回わずか10分間の使用を4週間続けていただけでなんとマイナス 10.5センチ」との音声等を表示することにより、あたかも、本件商品②を身体の部位に使用すれば、本件商品②によって当該部分がもみ出されるとともに温められ、かつ、本件商品の電気刺激によって当該部位の筋肉が引き締められることにより、1日10分間の使用を3週間又は4週間継続することで当該部位の痩身効果が得られるかのように示す表示をしていた。</p> <p>消費者庁が、同社に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は、期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。</p> <p><a href="https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_201218_01.pdf">https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_201218_01.pdf</a></p>
R2.12.16 【課徴金納付命令】	消費者庁	株式会社 オンテックス	<p>株式会社オンテックスは、自社が運営する「和泉橋本温泉 美笹のゆ」において、施設内に「温泉」と表示するとともに、当該「温泉」の効能を表示することなどにより、あたかも、浴槽の温水について、温泉を使用したものであるかのように示す表示をしていた。</p> <p>実際には、温泉法に基づく温泉の利用の許可を受けておらず、当該浴槽の温水は、効能を表示できるものではなかった。</p> <p>課徴金額：1582万円</p> <p><a href="https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_cms212_201216_01.pdf">https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_cms212_201216_01.pdf</a></p>

R2.12.16 【課徴金納付命令】	消費者庁	大和ハウス工業株式会社	<p>大和ハウス工業株式会社は、同社が運営を委託する「岩塩温泉りんくうの湯」及び「岩塩温泉和らかの湯」において、施設内に「温泉」と表示するとともに、当該「温泉」の効能を表示することなどにより、あたかも、浴槽の温水について、温泉を使用したものであるかのように示す表示をしていた。</p> <p>実際には、温泉法に基づく温泉の利用の許可を受けておらず、当該浴槽の温水は、効能を表示できるものではなかった。</p> <p>課徴金額：2738万円</p> <p><a href="https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_cms212_201216_01.pdf">https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_cms212_201216_01.pdf</a></p>
R2.12.16 【課徴金納付命令】	消費者庁	株式会社ダッドウェイ	<p>株式会社ダッドウェイは、「ADAPT」、「OMNI 360」、「ORIGINAL」及び「360」と称する抱っこひも（以下これらを併せて「本件4商品」という。）の各商品を一般消費者に販売するに当たり、例えば、「ADAPT」と称する抱っこひもについて、平成29年7月1日頃から令和2年2月28日までの間、「店頭空箱」と称する店頭表示物において、「人間工学専門家も認める快適性」と記載し、乳幼児を対面抱きしている人物の写真と共に、「肩への負担が1/7（他社比）」及び「快適性を使用者にかかる圧力で比較すると、一般的な腰ベルト付き抱っこひもを100とした場合、エルゴベビーはわずかその14%程度、つまり負担がきわめて少ない、という実験結果が出ています。抱いた赤ちゃんが自然に中央に導かれる立体設計により、親子ともにバランスの良い抱っこ姿勢を保てることも、疲れにくい理由のひとつです。」等と表示することにより、あたかも、本件4商品の各商品を使用して乳幼児を対面抱き又はおんぶした際に使用者の身体に掛かる負担は、他社の商品に比して著しく少ないかのように示す表示をしていた。</p> <p>消費者庁が、同社に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は、期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。</p> <p>課徴金額：3億7478万円</p> <p><a href="https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_201216_1.pdf">https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_201216_1.pdf</a></p>
R2.12.9	消費者庁	株式会社アイ	株式会社アイビューティは、「Jiaen Power 次亜塩パワー」と称する商品（以下「本

【措置命令】		ビューティ	<p>件商品」という。)を一般消費者に販売するに当たり</p> <p>① 令和2年7月8日及び同年9月1日に、本件商品の容器に貼付したラベルにおいて、「Ph 5.0~6.5 50 ppm」及び「[濃度] pH 5.0~6.5 有効塩素濃度50 ppm」と表示することにより</p> <p>② 令和2年7月1日に、「Yahoo!ショッピング」と称するウェブサイトに株式会社アンジェラ(以下「アンジェラ」という。)が開設した「Angel.a.」と称するウェブサイトにおいて、「Ph 5.0~6.5 50 ppm」及び「この製品の濃度は50 ppm (Ph 5.0~6.5) です。」と表示することにより</p> <p>③ 令和2年8月20日に、「楽天市場」と称するウェブサイトにアンジェラが開設した「Angel.a.」と称するウェブサイトにおいて、「Ph 5.0~6.5 50 ppm」及び「この製品の濃度は50 ppm (Ph 5.0~6.5) です。」と表示することにより</p> <p>あたかも、本件商品における有効塩素濃度は、50 ppmであるかのように示す表示をしていた。</p> <p>実際には、本件商品における有効塩素濃度は、50 ppmを大幅に下回るものであった。</p> <p><a href="https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_201211_1.pdf">https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_201211_1.pdf</a></p>
R2.12.9 【措置命令】	消費者庁	合同会社EVOLUTION	<p>合同会社EVOLUTIONは、「【日本製／マスクを保護する除菌コート】使い捨てマスクを繰り返し使える・マスクの手前でウイルスをガード マスク 除菌 ウイルス対策 MASKGUARD」と称する商品(以下「本件商品」という。)を一般消費者に販売するに当たり</p> <p>① 令和2年7月8日及び同年8月27日に、本件商品に同封した用紙において、「【成分】200 ppm次亜塩素酸水」と表示することにより</p> <p>② 令和2年8月26日に、「Amazon.co.jp」と称するウェブサイトにおける本件商品の販売ページにおいて、「成分：200 ppm次亜塩素酸水」と表示することにより</p> <p>あたかも、本件商品における有効塩素濃度は、200 ppmであるかのように示す表示をしていた。</p> <p>実際には、本件商品における有効塩素濃度は、200 ppmを大幅に下回るものであった。</p> <p><a href="https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_201211_1.pdf">https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_201211_1.pdf</a></p>
R2.12.9	消費者庁	Knets	Knets株式会社は、「新型ウイルバスターK」と称する商品(以下「本件商品」という。)を

【措置命令】		株式会社	一般消費者に販売するに当たり、令和2年7月8日及び同年9月4日に、本件商品の容器に貼付したラベルにおいて、「200 ppm」及び「品名：安定型次亜塩素酸水 200 ppm」と表示することにより、あたかも、本件商品における有効塩素濃度は、200 ppmであるかのように示す表示をしていた。 実際には、本件商品における有効塩素濃度は、200 ppmを大幅に下回るものであった。 <a href="https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_201211_1.pdf">https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_201211_1.pdf</a>
R2.12.9 【措置命令】	消費者庁	株式会社 伝聞堂	株式会社伝聞堂は、「CORONA IN」と称する商品（以下「本件商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、令和2年8月20日に、「Yahoo！ショッピング」と称するウェブサイトに開設した「伝聞堂」と称する自社ウェブサイトにおいて、「次亜塩素酸水」、「高濃度 500 ppm」及び「濃度：500 ppm ph 5～6.5（出荷時）」と表示することにより、あたかも、本件商品における有効塩素濃度は、500 ppmであるかのように示す表示をしていた。 実際には、本件商品における有効塩素濃度は、500 ppmを大幅に下回るものであった。 <a href="https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_201211_1.pdf">https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_201211_1.pdf</a>
R2.12.9 【措置命令】	消費者庁	ハームレス・ スタイル こと 川邊 治	ハームレス・スタイル こと 川邊 治は、「HARMLESS aMIST」と称する商品（以下「本件商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり ① 令和2年7月10日に、本件商品の容器に貼付したラベルにおいて、「HOCL 40～50 ppm」及び「【HOCL濃度】40～50 ppm」と表示することにより ② 令和2年8月18日に、「Yahoo！ショッピング」と称するウェブサイトに開設した「Harmless Style」と称する自らのウェブサイトにおいて、「【HOCL濃度】40～50 ppm」と表示することにより あたかも、本件商品における有効塩素濃度は、40 ppmから50 ppmであるかのように示す表示をしていた。 実際には、本件商品における有効塩素濃度は、40 ppmを大幅に下回るものであった。 <a href="https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_201211_1.pdf">https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_201211_1.pdf</a>
R2.12.9	消費者庁	株式会社マイン	株式会社マインズワークスは、「[Amazon限定ブランド] Cleanzia 次

【措置命令】		ズワークス	<p>亜塩素酸水 スプレー 300ml」と称する商品（以下「本件商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、令和2年8月18日に、「Amazon.co.jp」と称するウェブサイトにおける本件商品の販売ページにおいて、「100ppm」と表示することにより、あたかも、本件商品における有効塩素濃度は、100ppmであるかのように示す表示をしていた。</p> <p>実際には、本件商品における有効塩素濃度は、100ppmを大幅に下回るものであった。</p> <p><a href="https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_201211_1.pdf">https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_201211_1.pdf</a></p>
R2.12.9 【措置命令】	消費者庁	株式会社 マグファイン	<p>株式会社マグファインは、「アルコール65スプレー 100ml」と称する商品（以下「本件商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり</p> <p>① 令和2年5月30日に、本件商品の容器に貼付したラベルにおいて、「アルコール濃度65度」と表示することにより</p> <p>② 令和2年5月21日に、「Amazon.co.jp」と称するウェブサイトにおける本件商品の販売ページにおいて、「アルコール濃度65度」と表示することにより</p> <p>あたかも、本件商品におけるアルコールの濃度は、65パーセントであるかのように示す表示をしていた。</p> <p>実際には、本件商品におけるアルコールの濃度は、65パーセントを下回るものであった。</p> <p><a href="https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_201211_1.pdf">https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_201211_1.pdf</a></p>
R2.10.23 【課徴金納付命令】	消費者庁	株式会社 TOLUTO	<p>株式会社TOLUTOは、「ケトジエンヌ」と称する食品（以下「本件商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、令和元年8月2日に、自社ウェブサイトにおいて、「スリムボディ」、「ケトジエンヌでボディメイクに燃える！」と題し、ウエストがくびれた人物の写真と共に、人物の腹部に炎のイラスト及び「ケトン体」と記載、並びに「中鎖脂肪酸MCT」、「オメガ3系脂肪酸アマニ油」、「基礎アミノ酸でタンパク質」、「スーパーフードミネラル」、「どっさり食物繊維」、「ケトン体質に切り替える」及び「5つのこだわり」等と表示するなど、あたかも、本件商品を摂取するだけで、本件商品に含まれる成分の作用による体質改善により、容易に痩身効果が得られるかのように示す表示をしていた。</p> <p>消費者庁が、同社に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提</p>

			<p>出を求めたところ、同社は、期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。</p> <p>課徴金額：2961万円</p> <p><a href="https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_cms215_201023_1.pdf">https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_cms215_201023_1.pdf</a></p>
R2.10.23 【課徴金納付命令】	消費者庁	株式会社 トラスト	<p>株式会社トラストは、</p> <p>① 「ヴィーナスカーブ」と称する下着（ガードル）（以下「本件商品①」という。）を一般消費者に販売するに当たり、「Beauty Market」と称する自社ウェブサイト（以下「自社ウェブサイト」という。）において、例えば、平成30年5月15日から同年8月1日までの間、「毎日履くだけで2週間で10cm!?」、「人間工学に基づいた設計により履くだけでダイエットを実現！」、「自宅で簡単に脚やせ、理想的なクビレを手に入れるならヴィーナスカーブ」等と表示することにより、あたかも、本件商品①を着用するだけで、著しい痩身効果が得られるかのように示す表示をしていた。</p> <p>② 「ヴィーナスウォーク」と称する下着（ソックス）（以下「本件商品②」という。）を一般消費者に販売するに当たり、平成30年8月13日から令和元年9月25日までの間、自社ウェブサイトにおいて、「いま業界で話題沸騰中の“加圧式”脂肪燃焼ソックス」、「自宅で履くだけで常にトレーニング状態！？」、「自宅で簡単！毎日履くだけで憧れのモデルのようなスラッと美脚に！」等と表示することにより、あたかも、本件商品②を着用するだけで、著しく脚が細くなる効果が得られるかのように示す表示をしていた。</p> <p>消費者庁が、同社に対し、期間を定めて、上記①及び②の各表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は、期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。</p> <p>課徴金額：合計6523万円</p> <p><a href="https://www.caa.go.jp/notice/entry/016440/">https://www.caa.go.jp/notice/entry/016440/</a></p>
R2.9.14	埼玉県	株式会社	株式会社ワン・ツー・ワンは、家庭教師派遣サービス（以下「本件役務」という。）を一般消費

【措置命令】	ワン・ツー・ワン	<p>者に提供するに当たり</p> <p>① 「第一志望校合格率95%以上 ※当社調べ」等と表示することにより、あたかも本件役務の供給を受けた者の第一志望校への合格率が高いかのように示す表示をしていたが、実際には、本件役務の提供を受けた全ての者を含めた合格率ではなく、第一志望校を複数校挙げた者がそのいずれかの学校に合格した場合は第一志望校として計上される等、統計的に客観性が十分に確保されていないものであった。</p> <p>② 「家庭教師 お客様・料金・第一志望校合格 満足度3部門第1位 2019年3月 全国の子どもがいる20~50代の男女から選ばれました。 実査委託先：日本マーケティングリサーチ機構」等と表示することにより、あたかも、本件役務は、顧客からの満足度が高いかのように示す表示をしていたが、実際には、インターネット上で収集した家庭教師派遣サービス事業者9社に対するブランドイメージの調査であり、本件役務の提供を受けた顧客に対する調査ではなかった。</p> <p>③ 本件役務のうち「最短即日スピード派遣」と称する役務について、「通常、家庭教師の派遣までに7~10日程度かかりますが、最短で依頼した即日に指導を受けることができるシステムです。」等と表示することにより、あたかも通常より早期に家庭教師の派遣を受けることができるかのように示す表示をしていたが、実際には、申し込みの日から平均して7日程度を要するものであった。</p> <p>④ 「首都圏最大級の教師登録数7万名の豊富な人材を活用できるノーバスだからできるサービスです。」等と表示することにより、あたかも、本件役務に係る家庭教師の登録数は7万人であり、その全てが派遣可能であるかのように示す表示をしていたが、実際には、令和2年8月3日における家庭教師の登録数は33,489人であった。</p> <p>⑤ 「ノーバスの安心システム 中止料・解約料・更新料ナシ」等と表示することにより、あたかも本件役務を解約した場合に中止料等の負担を要するものではないかのように表示していたが、実際には、本件役務の解約に当たり金銭の負担を要するものであった。</p> <p><a href="http://www.pref.saitama.lg.jp/a0001/news/page/2020/0914-04.html">http://www.pref.saitama.lg.jp/a0001/news/page/2020/0914-04.html</a></p>
--------	----------	---

R2.8.28 【措置命令】	消費者庁	株式会社 東亜産業	<p>株式会社東亜産業は、「ウイルスシャットアウト」と称する商品（以下「本件商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり</p> <p>① 令和2年2月26日に、自社ウェブサイトにおいて、本件商品及びその周囲に浮遊するウイルスや菌のイメージの画像並びに本件商品の容器包装の画像と共に、「緊急ウイルス対策！！」、「流行性ウイルスからあなたを守ります！」、「二酸化塩素配合の除去・除菌成分が周囲に浮遊するウイルスや菌を除去します。」、「この時期・この季節に必携！ウイルスの気になる場所でご使用ください。」、「首にかけるだけで空間のウイルスを除去！」等と表示することにより</p> <p>② 令和2年2月27日に、「楽天市場」と称するウェブサイトに開設した自社ウェブサイトにおいて、本件商品から成分が出ているイメージ画像及び本件商品を首にかけた人物の写真と共に、「ウイルス対策 塩素成分で空間の除菌」、「この時期・この季節に必携」及び「幅広く・様々な環境に最適！ 学校 オフィス 病院 電車」等と表示することにより</p> <p>あたかも、本件商品を身につければ、身の回りの空間におけるウイルスや菌を除去又は除菌する効果が得られるかのように示す表示をしていた。</p> <p>消費者庁が、同社に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は、期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。</p> <p><a href="https://www.caa.go.jp/notice/assets/presentation_200828_1.pdf">https://www.caa.go.jp/notice/assets/presentation_200828_1.pdf</a></p>
R2.8.12 【措置命令】	岐阜県	株式会社 田中屋 FOOD SERVICE	<p>株式会社田中屋FOOD SERVICEは、自社が運営する「雪月花 大野店」と称する飲食店において一般消費者に料理を提供するに当たり</p> <p>① 店舗メニュー又はフリーペーパーにおいて、例えば、「逸品 雪月花飛騨牛の冷しゃぶ」と表示するなど</p> <p>② 店舗内に掲示された「本日の使用銘柄牛」と称する店頭掲示板において、「岐阜県産飛騨牛」との表示と共に、個体識別番号を表示することにより</p> <p>あたかも、当該飲食店で提供される料理に飛騨牛を使用しているかのように示す表示をしていたが、実際には、一部について飛騨牛として認定されていない牛肉を使用しており、前記②の個体識</p>

			別番号の個体は、飛騨牛ではなかった。 <a href="https://www.pref.gifu.lg.jp/event-calendar/c_11261/sochimeirei202008.html">https://www.pref.gifu.lg.jp/event-calendar/c_11261/sochimeirei202008.html</a>
R2. 7. 31 【課徴金納付命令】	消費者庁	玉川衛材株式会社	<p>玉川衛材株式会社は、「フィッティ 吸着分解マスク スーパーフィット ふつう [大人向け]」と称するマスク（以下「本件商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、平成28年4月1日から令和元年7月12日までの間、容器包装において、例えば、「しっかり吸着 光で分解」及び「光触媒チタンアパタイト*採用」等と表示するなど、あたかも、本件商品を装着すれば、太陽光下において、本件商品に含まれる光触媒の効果によって、本件商品表面に付着した花粉由来のアレルギーの原因となる物質、細菌及びウイルスを化学的に二酸化炭素と水に分解することにより、これらが体内に吸入されることを防ぐ効果が得られるかのように示す表示をしていた。</p> <p>消費者庁が、同社に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は、期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。</p> <p>課徴金額：708万円</p> <p><a href="https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_cms212_200731_01.pdf">https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_cms212_200731_01.pdf</a></p>
R2. 6. 26 【措置命令】	消費者庁	有限会社ファミリア薬品	<p>有限会社ファミリア薬品は、「朱の実」と称する石けん（以下「本件商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 平成30年8月28日、平成31年1月16日及び令和元年7月1日に、自社ウェブサイトにおいて、「年齢のせいにしていた、そのシミ… 老斑<small>ろうはん</small>が消えた！？」、「そして…今までに出来ているシミを薄くする。」等と表示することにより</li> <li>② 例えば、平成29年6月24日に配布された「いただきます！」と称する情報紙に掲載した広告において、顔にシミのある人物の画像と共に、「目尻や頬のおばあちゃんジミが消えた…！？」、「エッ？洗顔で老斑やシミが薄くなる？」及び「濃く、落ちにくい60代以上のシミ（老斑）に劇的実感力！」等と表示するなど</li> </ul> <p>あたかも、本件商品を使用することで、シミを消す又は薄くすることができるかのように示す表示をしていた。</p>

			<p>消費者庁が、同社に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は、期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。</p> <p><a href="https://www.caa.go.jp/notice/assets/representaiton_200626_1.pdf">https://www.caa.go.jp/notice/assets/representaiton_200626_1.pdf</a></p>
R2.6.24 【措置命令】	消費者庁	株式会社 サンドラッグ	<p>株式会社サンドラッグは、同社が運営する117店舗において供給する医薬品、食品等13商品（以下これらを併せて「本件商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、例えば</p> <p>① 本件商品のうち、「アース渦巻香ジャンボ50巻缶入」と称する商品について、例えば、令和元年7月30日に配布された日刊新聞紙に折り込んだ藤原店に係るチラシにおいて、「アース渦巻香 ジャンボ <b>大型50巻</b>」、「★1190円の品」、「498円（税込）537円」及び「★印はメーカー希望小売価格（税抜）の略です。」と表示するなど、実際の販売価格に当該価格を上回る「★」との記号を付した「メーカー希望小売価格」と称する価額を併記することにより、あたかも、当該商品にはメーカー希望小売価格が設定されており、実際の販売価格が当該メーカー希望小売価格に比して安いかのように表示していた。</p> <p>② 本件商品のうち、「ピザガーデン マルゲリータ」と称する商品又は「ピザガーデン ベーコンピザ」と称する商品について、例えば、令和元年12月23日に配布された日刊新聞紙に折り込んだ伊勢崎境店に係るチラシにおいて、「伊藤ハム ピザガーデン・マルゲリータ・ベーコンピザ <b>1枚 各種</b>」、「★298円の品」、「198円（税込）213円」、「メーカー希望小売価格より33%OFF」及び「★印はメーカー希望小売価格（税抜）の略です。」と表示するなど、実際の販売価格に当該価格を上回る「★」との記号を付した「メーカー希望小売価格」と称する価額及びメーカー希望小売価格からの割引率を併記することにより、あたかも、当該商品にはメーカー希望小売価格が設定されており、当該メーカー希望小売価格から表示された率を割り引いて当該商品を販売するかのように表示していた。</p> <p>③ 本件商品のうち、「アースレッド」と称する商品について、例えば、令和元年7月30日に配布された日刊新聞紙に折り込んだ藤原店に係るチラシにおいて、「アースレッド シリーズ 各種」及び「<b>メーカー希望小売価格より 45%OFF</b>」と表示するなど、あたかも、当該商品</p>

			<p>にはメーカー希望小売価格が設定されており、当該メーカー希望小売価格から表示された率を割り引いて当該商品を販売するかのように表示していた。</p> <p>実際には、本件商品についてメーカー希望小売価格は設定されていなかった。</p> <p><a href="https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_200623_01.pdf">https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_200623_01.pdf</a></p>
R2.6.24 【課徴金納付命令】	消費者庁	フィリップ・モリス・ジャパン 合同会社	<p>フィリップ・モリス・ジャパン合同会社は、</p> <p>① 「iQOS キット（バージョン2. 4）」と称する商品（以下「本件商品①」という。）を一般消費者に供給するに当たり、平成28年1月1日から平成29年6月20日までの間、例えば、平成28年1月1日から同年5月31日までの間に東京都等に所在するコンビニエンスストアに設置したフライヤーにおいて、「アプリ・Webで会員登録すれば4,600円OFF」、「iQOS キット メーカー希望小売価格 9,980円（税込）▼5,380円（税込）」、「会員登録キャンペーン期間：2016／5／31まで」等と表示するなど、あたかも、表示された期間内又は期限までに、本件商品①の購入に伴い会員登録を行った場合又は「nanacoカード」と称する会員制電子マネーを使用して本件商品①を購入した場合に限り、表示された値引きが適用される又は「nanacoポイント」と称するポイント（以下「nanacoポイント」という。）が付与されるかのように表示していた。</p> <p>実際には、平成28年1月1日から平成29年6月20日までのほとんど全ての期間において、本件商品①について表示された値引きが適用される又はnanacoポイントが付与されるものであった。</p> <p>② 「IQOS キット（バージョン2. 4 Plus）」と称する商品（以下「本件商品②」という。）を一般消費者に供給するに当たり、平成29年6月6日から平成30年3月21日までの間、例えば、平成29年6月6日から同年9月20日までの間に東京都等に所在するコンビニエンスストアに設置したIQOSコーナーにおいて、「お一人様各一台限り」、「専用クーポンの発券で、IQOS キットが 3,000円OFF 専用クーポンの発券にはWebでの会員登録が必要です。」、「IQOS 2. 4 Plus キット（ホワイト／ネイビー） メーカー希望小売価格 10,980円（税込）▼7,980円（税込）」、「クーポン発券期間：発売開始日～2017／9／</p>

			<p>「20まで」及び「クーポン引き換え期間：2017/9/30まで」と表示するなど、あたかも、表示された期間内又は期限までに、会員登録を行った上で専用クーポンを使用して本件商品②を購入した場合又は本件商品②を購入後に会員登録を行った場合に限り、表示された値引きが適用されるかのように表示していた。</p> <p>実際には、平成29年6月6日から平成30年3月21日までの期間において、本件商品②について表示された値引きが適用されるものであった。</p> <p>課徴金額：5億5274万円</p> <p><a href="https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_200624_02.pdf">https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_200624_02.pdf</a></p>
R2.6.19 【課徴金納付命令】	消費者庁	D R. C 医薬 株式会社	<p>D R. C 医薬株式会社は、光触媒を使用したマスク3商品（以下「本件3商品」という。）の各商品を一般消費者に販売するに当たり、平成30年1月1日から令和元年7月4日までの間、それぞれの容器包装において、例えば、「花粉を水に変えるマスク +4 くもり止めつきマスク（ふつう）」と称するマスクについて、「+4 花粉対策 分解力 レギュラー」、「花粉※を水に変えるマスク」及び「※花粉の中のタンパク質を分解」、「医師の新しい発想で生まれたハイドロ銀チタン®（Hyd[AgTiO<sub>2</sub>]）テクノロジーは、花粉／ハウスダスト／カビ等のタンパク質や、汗※／ニオイ※／不衛生タンパク質を分解して水に変える、D R. C 医薬独自のクリーン技術です。」及び「※汗・ニオイのタンパク質を分解」等と表示するなど、あたかも、本件3商品の各商品を装着すれば、本件3商品の各商品に含まれるハイドロ銀チタンの効果によって、本件3商品の各商品に付着した花粉、ハウスダスト及びカビのそれに由来するアレルギーの原因となる物質並びに悪臭の原因となる物質を化学的に分解して水に変えることにより、これらの物質が体内に吸入されることを防ぐ効果が得られるかのように示す表示をしていた。</p> <p>消費者庁が、同社に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は、期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。</p> <p>課徴金額：857万円</p> <p><a href="https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_cms212_200619_01.pdf">https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_cms212_200619_01.pdf</a></p>

R2. 6. 12 【課徴金納付命令】	消費者庁	有限会社 鹿北製油	<p>有限会社鹿北製油は、</p> <p>① ごま製品及び食用油の9商品（以下「本件9商品」という。）の各商品を一般消費者に販売するに当たり、例えば、「国産 釜いりごま白 30g」と称する商品について、平成27年11月から平成30年10月26日までの間、容器包装において、「鹿児島県産」等と記載するなど、あたかも、本件9商品の各商品の原料は、国産のものであるかのように示す表示をしていた。 実際には、外国産のものが含まれていた。</p> <p>② 本件9商品のうち、「菜の花畑なたね油 650g」と称する商品及び「菜の花畑なたね油 1650g」と称する商品（以下「本件2商品」という。）の各商品を一般消費者に販売するに当たり、例えば、少なくとも平成30年6月から平成30年12月24日までの間、自社ウェブサイトにおいて、「添加物や化学薬品等（苛性ソーダ・磷酸など）は使用していません。」と記載するなど、あたかも、本件2商品の各商品は、添加物や化学薬品等を使用していないかのように示す表示をしていた。 実際には、リン酸、水酸化ナトリウム（別名カセイソーダ）、クエン酸及び白土が使用されたものであった。</p> <p>課徴金額：793万円</p> <p><a href="https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_cms212_200612_1.pdf">https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_cms212_200612_1.pdf</a></p>
R2. 6. 11 【措置命令】	埼玉県	株式会社 夢グループ	<p>株式会社夢グループは、「やわらか立体マスク30枚セット」と称する商品及び「立体マスク30枚セット」と称する商品（以下これらを併せて「本件2商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり</p> <p>① 新聞掲載チラシ、新聞折込チラシ及びハガキにおいて、「立体マスク30枚セット3,600円（税抜）」等と表示することにより、あたかも、本件商品の1セット当たりの販売価格が3,600円であるかのように表示していた。 実際には、販売価格のほかに、手数料及び送料が必要となるものであった。</p> <p>② 本件2商品のうち「立体マスク30枚セット」と称する商品について、新聞掲載チラシ及び新聞折込チラシにおいて、「本日の広告の有効期限5日間」等と表示していた。</p>

			<p>実際には、販売期間が限定されているものではなかった。</p> <p><a href="http://www.pref.saitama.lg.jp/a0001/news/page/2020/0611-06.html">http://www.pref.saitama.lg.jp/a0001/news/page/2020/0611-06.html</a></p>
R2.5.20 【措置命令】	大阪市	株式会社 早田水産	<p>株式会社早田水産は、業務スーパー市岡店内において業務委託を受けて運営する鮮魚売場でうなぎの蒲焼（以下「本件商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、広告チラシ、情報誌及び商品パッケージにおいて</p> <p>① 「表示価格より半額引き」などと表示することにより、あたかも、本件商品について、通常価格から割り引いて販売するかのように表示していた。</p> <p>実際には、割引の元になる価格は、自ら任意に設定したものであって、販売実績がほとんど認められないものであった。</p> <p>② 「国産うなぎ蒲焼」などと表示していた。</p> <p>実際には、国産ではないものが少なくとも過半以上含まれていた。</p> <p><a href="https://www.city.osaka.lg.jp/hodoshiryo/shimin/0000501394.html">https://www.city.osaka.lg.jp/hodoshiryo/shimin/0000501394.html</a></p>
R2.5.19 【措置命令】	消費者庁	株式会社 メイフラワー	<p>株式会社メイフラワーは、「ハンドクリーンジェル（300mL）」と称する商品（以下「本件商品」という。）を一般消費者に供給するに当たり、令和2年4月4日から同月14日までの間、本件商品の容器に貼付したラベルにおいて、「ハンドクリーンジェル Hand Cleaning Gel 手指用洗浄ジェル アルコール71%配合」と表示することにより、あたかも、本件商品におけるアルコールの配合割合は、71パーセントであるかのように示す表示をしていた。</p> <p>実際には、本件商品におけるアルコールの配合割合は、71パーセントを大幅に下回るものであった。</p> <p><a href="https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_200519_01.pdf.pdf">https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_200519_01.pdf.pdf</a></p>
R2.5.8 【措置命令】	埼玉県	生活協同組合 くらしのコープ	<p>生活協同組合くらしのコープは、害虫駆除施工サービス（以下「本件役務」という。）を一般消費者に提供するに当たり、遅くとも令和元年7月28日から令和2年2月12日までの間、自らが作成したチラシにおいて</p> <p>① 「◆ 害虫駆除剤噴霧料金 <u>1,980円（税込）</u>／住宅一軒床下一式」等と表示することにより、あたかも、税込1,980円のみで本件役務を提供するかのように表示していた。</p>

			<p>実際には、一口 5, 000 円のくらしのコープへの出資金に一口以上加入する必要があった。</p> <p>② 「※一般的に、住宅の広さによって 4, 000 円～6, 000 円程の費用がかかる害虫駆除剤噴霧サービスですが、今回地域一斉集中工事を行うことにより出張費用、人件費等の削減が可能となり大幅値引にて施工が可能となりましたので、ぜひこの機会にご利用下さいようご案内申し上げます。」、「◆ お申込受付期間 <u>本日より 10 日間</u>」等と表示することにより、あたかも、本件役務の提供価格は、地域や期間が限定された価格であるかのように表示していた。</p> <p>実際には、本件役務の提供価格は、地域や期間が限定されたものではなかった。</p> <p><a href="https://www.pref.saitama.lg.jp/a0001/news/page/2020/0508-05.html">https://www.pref.saitama.lg.jp/a0001/news/page/2020/0508-05.html</a></p>
R2.4.7 【措置命令】	東京都	ジェネシスこと 高階忠生	<p>ジェネシスこと高階忠生は、小児用のレジャー用ライフジャケット（以下「本件商品」という。）を通信販売の方法により又は他の小売業者を通じて、一般消費者に販売するに当たり</p> <p>①ア 遅くとも平成31年4月頃から令和2年2月13日までの間、楽天市場における自社ウェブサイトにおいて、「安全第一 国土交通省安全基準のテストと同様基準品を使用しております。お値段はリーズナブルなもの、救命胴衣としての安全基準をクリアしているのでご安心してご使用ください。」等と表示することにより</p> <p>イ 平成25年4月1日から遅くとも令和元年12月20日までの間、本件商品に添付している「取扱説明書」において、「もちろん、浮力については、運輸省『小型船舶安全規則』に定める7.5 kg／24時間（小児専用は5 kg）以上の性能を備えています。」と表示することにより</p> <p>あたかも、本件商品が、小型船舶安全規則に定める5キログラムの質量の鉄片を淡水中で24時間以上支えることができる浮力を備えているかのように示す表示をしていた。</p> <p>実際には、同社が本件商品の製造工場において浮力試験を実施した結果は、同規則に定める浮力を備えていなかった。</p> <p>② 遅くとも平成31年3月1日から令和2年1月6日までの間、楽天市場における自社ウェブサイトにおいて、「メーカー希望小売価格はメーカーサイトに基づいて掲載しています メーカー希望小売価格 3,960円（税込） 価格 1,980円（税込）」と表示することにより、あた</p>

			<p>かも、本件商品にはメーカー希望小売価格が設定されており、実際の販売価格が当該メーカー希望小売価格に比して安いかのように表示していた。</p> <p>実際には、本件商品は同社が自ら企画、製造及び輸入したものであり、「メーカー希望小売価格」と称する価額は、同社が自ら任意に設定したものであった。</p> <p><a href="https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/hodohappyo/press/2020/04/08/09.html">https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/hodohappyo/press/2020/04/08/09.html</a></p>
R2.3.31 【課徴金納付命令】	消費者庁	株式会社ビーボ	<p>株式会社ビーボは、「ベルタ酵素ドリンク」と称する食品及び当該食品を含む「ダイエットパック」と称するセット商品（以下これらを併せて「本件2商品」という。）の各商品を一般消費者に販売するに当たり、平成30年7月24日から同年12月21日までの間、自社ウェブサイトにおいて、例えば、「本気でダイエットなら ベルタ酵素ドリンク 99%が、痩せています」、「食べたい！でも太りたくない！そんなあなたにオススメ！」等と記載することにより、あたかも、本件2商品の各商品を摂取するだけで、本件2商品の各商品に含まれる成分の作用により、容易に痩身効果が得られるかのように示す表示をしていた。</p> <p>消費者庁が、同社に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は、期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。</p> <p>課徴金額：642万円</p> <p><a href="https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_cms215_200331_01.pdf">https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_cms215_200331_01.pdf</a></p>
R2.3.31 【措置命令】	消費者庁	株式会社 オークローン マーケティング	<p>株式会社オークローンマーケティングは、「スレンダートーン アブルト」と称する商品（以下「本件商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり</p> <p>① 平成30年12月20日にBS放送を通じて放送した番組において、「102.4センチあったウエストはなんと88センチに。驚きのマイナス14.4センチ」、「なんと、マイナス19.6センチのお腹引き締めに成功。出産前のお腹を取り戻した」等と表示することにより</p> <p>② 平成31年3月27日に自社ウェブサイトで配信した動画において、「使用前 ウエスト102.4cm→ 使用後 88.0cm」、「-14.4cm」等と表示することにより</p> <p>あたかも、本件商品を腹部に使用すれば、本件商品の電気刺激によって腹部の筋肉が鍛えられるこ</p>

			<p>とにより、1か月又は6週間で腹部の痩身効果が得られるかのように示す表示をしていた。</p> <p>消費者庁が、同社に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は、期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。</p> <p><a href="https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_200331_01.pdf">https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_200331_01.pdf</a></p>
R2.3.31 【措置命令】	消費者庁	株式会社ディノス・セシール	<p>株式会社ディノス・セシールは</p> <p>① 「クワトロビート」と称する商品（以下「本件商品①」という。）を一般消費者に販売するに当たり、平成29年5月23日から平成31年4月15日までの間、自社ウェブサイトで配信した動画において、「ウエスト（へそ周り） [REDACTED]さん - 8. 6 cm 79. 3→70. 7 [REDACTED]さん - 15. 4 cm 93. 4→78. 0 [REDACTED]さん - 11 cm 97. 7→86. 7 [REDACTED]さん - 12. 5 cm 80. 3→67. 8」等と表示することにより、あたかも、本件商品①を腹部に使用すれば、本件商品①の振動によって腹部の肉が柔らかくなり、かつ、本件商品①の電気刺激によって腹部の筋肉が刺激されることにより、4週間で腹部の痩身効果が得られるかのように示す表示をしていた。</p> <p>② 「TBCスレンダーパッドBE」と称する商品（以下「本件商品②」という。）を一般消費者に販売するに当たり、平成30年8月3日から令和元年8月26日までの間、自社ウェブサイトで配信した動画において、「ウエスト（へそ周り）」、「[REDACTED]さん（45歳） - 11. 4 cm (90. 4→79. 0)」、「[REDACTED]さん（30歳） - 12. 8 cm (82. 3→69. 5)」、「[REDACTED]さん（25歳） - 18. 8 cm (100. 1→81. 3)」、「[REDACTED]さん（56歳） - 14. 5 cm (88. 0→73. 5)」、「[REDACTED]さん（34歳） - 7. 5 cm (86. 5→79. 0)」等と表示することにより、あたかも、本件商品②を腹部に使用すれば、本件商品②の電気刺激によって腹部の筋肉が鍛えられることにより、特段の食事制限や運動をすることなく、1日20分間の使用を4週間継続することで腹部の痩身効果が得られるかのように示す表示をしていた。</p> <p>消費者庁が、同社に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は、期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当</p>

			該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。 <a href="https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_200331_01.pdf">https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_200331_01.pdf</a>
R2.3.31 【措置命令】	消費者庁	株式会社プライムダイレクト	<p>株式会社プライムダイレクトは</p> <p>① 「バタフライアブス」と称する商品（以下「本件商品①」という。）を一般消費者に販売するに当たり、平成30年9月22日にBS放送を通じて放送した番組において、「ウエスト - 18 cm サイズダウン！」、「体重 - 7.2 kg ウエスト - 10.0 cm」等と表示することにより、あたかも、本件商品①を腹部に使用すれば、本件商品①の電気刺激によって腹部の筋肉が鍛えられることにより、2か月で腹部の痩身効果が得られるかのように示す表示をしていた。</p> <p>② 「バタフライアブスディープテック」と称する商品（以下「本件商品②」という。）を一般消費者に販売するに当たり、平成31年4月1日から令和元年8月28日までの間、自社ウェブサイトにおいて、「バタフライアブスディープテック 1ヶ月チャレンジ」、並びに人物の前後比較画像と共に、「BEFORE」、「AFTER」、「ウエスト - 13 cm」及び「[REDACTED]さん 42歳」等と表示するなどにより、あたかも、本件商品②を身体の部位に使用すれば、本件商品②の電気刺激によって当該部位の筋肉が鍛えられることにより、1か月で当該部位の痩身効果が得られるかのように示す表示をしていた。</p> <p>消費者庁が、同社に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は、期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。</p> <p><a href="https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_200331_01.pdf">https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_200331_01.pdf</a></p>
R2.3.31 【措置命令】	消費者庁	ヤーマン 株式会社	<p>ヤーマン株式会社は</p> <p>① 「クワトロビート」と称する商品（以下「本件商品①」という。）を一般消費者に販売するに当たり、自社ウェブサイトにおいて、例えば、平成30年3月7日から令和元年9月3日までの間、「MONITOR」、「ながらトレーニングで、憧れ美ボディ」及び「30日間でこの変化！」、並びに本件商品①を使用した前後の人物の腹部及び臀部を比較した画像と共に、「Before」、「After」、「おへそまわり - 12.3 cm」及び「Tさん（40代）」等と表示するな</p>

			<p>どにより、あたかも、本件商品①を身体の部位に使用すれば、本件商品①の振動によって当該部位の肉がもまれて柔らかくなり、かつ、本件商品①の電気刺激によって当該部位の筋肉が鍛えられることにより、30日間で当該部位の痩身効果が得られるかのように示す表示をしていた。</p> <p>② 「トルネードRFローラー」と称する商品（以下「本件商品②」という。）を一般消費者に販売するに当たり、平成30年5月30日から令和元年9月6日までの間、自社ウェブサイトで配信した動画において、本件商品②を使用する映像に続いて、人物の身体の本件商品②使用前後を比較した映像と共に、「たった1ヶ月でウエストー7.5cm!!」との文字の映像、人物の腹部の本件商品②使用前後を比較した映像と共に、「たった1ヶ月でお腹周りー9.0cm!!」との文字の映像、人物の身体の本件商品②使用前後を比較した映像と共に、「たった1ヶ月でウエストー7.0cm!!」との文字の映像及び人物の身体の本件商品②使用前後を比較した映像と共に、「たった1ヶ月でお腹周りー8.8cm!!」との文字の映像を表示することにより、あたかも、本件商品②を腹部に使用すれば、1か月で腹部の痩身効果が得られるかのように示す表示をしていた。</p> <p>消費者庁が、同社に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は、期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。</p> <p><a href="https://www.caa.go.jp/notice/assets/presentation_200331_01.pdf">https://www.caa.go.jp/notice/assets/presentation_200331_01.pdf</a></p>
R2.3.31 【措置命令】	埼玉県	株式会社 ニコリオ	<p>株式会社ニコリオは、「Lakubī」と称する商品（以下「本件商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、自社ウェブサイト若しくはアフィリエイトサイト又はその両方において</p> <p>① 「モニター実感度80%」等と表示することにより、あたかも、本件商品に対する顧客の満足度が非常に高いものであるかのように示す表示をしていたが、実際には、統計的に客観性が十分に確保されているとはいえないものであった。</p> <p>② 「多くの雑誌企画で1位を獲得！！」等と表示することにより、あたかも雑誌の企画特集中同種他社商品と比較したうえで本件商品が1位を獲得していたかのように示す表示をし</p>

			<p>ていたが、実際には、表示している全ての雑誌企画で1位を獲得した事実はなかった。</p> <p>③ 「私たちの内側から健康をサポートしてくれます。」等と表示することにより、あたかも、本件商品を摂取することにより、容易に痩身効果が得られるかのように示す表示をしていた。</p> <p>埼玉県知事は、景品表示法第7条第2項の規定に基づき、同社に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社から資料が提出されたが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。</p> <p>④ 「3ヶ月で7kg落ちた方法を紹介！」等と表示することにより、あたかも、本件商品を摂取することにより、容易に痩身効果が得られるかのように示す表示をしていたが、実際には、痩身効果を得るために本件商品の摂取のほか、食事制限（腹6分、間食禁止等）及び運動を条件としており、本件商品の摂取だけでは容易に痩身効果が得られるものではなかった。</p> <p>⑤ 「そこで『Lakubi』は1日たった17円」等と表示することにより、あたかも、本件商品の一日当たりの購入価格が17円であるかのように表示していたが、実際には、初回500円の本件商品の初回購入価格を基に計算された値で、2回目以降の購入には適用されない値であり、事実と相違していた。</p> <p>⑥ 「△●●月●●日追記△ 今だけの初回500円モニター募集です！お申し込みはお早めに」等と表示することにより、あたかも初回価格500円は期間限定であるかのように表示していたが、実際には、アフィリエイトサイトを閲覧した日の二日前の日付が追記として表示されるよう作成されており、初回価格500円は期間限定のものではなかった。</p> <p><a href="https://www.pref.saitama.lg.jp/a0001/news/page/2019/0331-08.html">https://www.pref.saitama.lg.jp/a0001/news/page/2019/0331-08.html</a></p>
R2.3.30 【措置命令】	消費者庁	株式会社ファミリーマート	株式会社ファミリーマートは、平成30年11月18日から令和元年10月17日までの間、同社が北海道内において運営する「ファミリーマート」と称するコンビニエンスストア又は同社とフランチャイズ契約を締結する事業者が北海道内において経営する「ファミリーマート」と称するコンビニエンスストアにおいて供給する「バター香るもっちりとした食パン」と称する3枚切りの食

			<p>パン、5枚切りの食パン及び6枚切りの食パンの各商品（以下これらを併せて「本件3商品」という。）の容器包装において、「バター香るもっちりとした食パン」と表示するとともに、原材料名欄に「バター」及び「もち米粉」と表示することにより、あたかも、本件3商品には、原材料にバター及びもち米粉を使用しているかのように示す表示をしていた。</p> <p>実際には、本件3商品には、原材料にバター及びもち米粉を使用していなかった。</p> <p><a href="https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_cms215_200330_1.pdf">https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_cms215_200330_1.pdf</a></p>
R2.3.30 【措置命令】	消費者庁	山崎製パン 株式会社	<p>山崎製パン株式会社は、平成30年11月18日から令和元年10月17日までの間、北海道内に所在する「ファミリーマート」と称するコンビニエンスストアを通じて供給する「バター香るもっちりとした食パン」と称する3枚切りの食パン、5枚切りの食パン及び6枚切りの食パンの各商品（以下これらを併せて「本件3商品」という。）の容器包装において、「バター香るもっちりとした食パン」と表示するとともに、原材料名欄に「バター」及び「もち米粉」と表示することにより、あたかも、本件3商品には、原材料にバター及びもち米粉を使用しているかのように示す表示をしていた。</p> <p>実際には、本件3商品には、原材料にバター及びもち米粉を使用していなかった。</p> <p><a href="https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_cms215_200330_1.pdf">https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_cms215_200330_1.pdf</a></p>
R2.3.27 【課徴金納付命令】	消費者庁	株式会社 よりそう	<p>株式会社よりそうは、「シンプルなお葬式」又は「よりそうのお葬式」との名称の下に、自社との間で加盟店契約を締結する葬儀サービス提供事業者を通じて「家族葬 仏式プラン」と称する葬儀サービス（以下「本件役務」という。）を一般消費者に提供するに当たり、平成29年8月15日から平成30年3月7日までの間、自社ウェブサイト内の「全てセットの定額」と表示のタブをクリックすることにより表示されるウェブページにおいて、「必要なものが全てコミコミだから安心 この金額で葬儀ができます」、「家族葬 これっきり価格 418,000円（税込） 通夜、告別式を身内だけで」、「全てセットの定額」、「葬儀に本当に必要なものだけに絞った、格安葬儀プランです 下記の費用で葬儀を行えます」及び「全て揃った定額 必要なもの全てセット」と表示することにより、あたかも、本件役務の提供に当たって必要な物品又は役務を追加又は変更する場合でも、表示された価格以外に追加料金が発生しないかのように表示していた。実際には、少なくとも、寝</p>

			<p>台車又は靈柩<sup>きゆう</sup>車の搬送距離が1回最大50キロメートルを超える場合、葬儀社等における安置日数が4日を超えてドライアイスの追加が必要となる場合、火葬場利用料が1万5000円を超える場合又は式場利用料が5万元を超える場合には、追加料金が発生するものであった。</p> <p>課徴金額：417万円</p> <p><a href="https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_200327_01.pdf">https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_200327_01.pdf</a></p>
R2.3.24 【措置命令】	消費者庁	株式会社 イオン銀行	<p>株式会社イオン銀行は、クレジットカード又はデビットカードに係る役務（以下「本件役務」という。）を一般消費者に提供するに当たり、令和元年7月1日から同年9月30日までの間に実施した「【新規ご入会者限定】最大20%キャッシュバックキャンペーン」と称するキャンペーン（以下「本件キャンペーン」という。）について</p> <p>① 令和元年7月1日から同年9月30日までの間、自社ウェブサイトのうち、本件キャンペーンの対象となるクレジットカード又はデビットカードの申込みに係るウェブページにおいて、「新規ご入会者限定」、「■要エントリー」、「■イオン銀行口座設定された方」、「カードご利用代金最大20%キャッシュバック」、「利用期間 7／25 [木] ▶ 31 [水] 8／25 [日] ▶ 31 [土] 9／24 [火] ▶ 30 [月]」、「本キャンペーンのキャッシュバック上限金額は、おひとりさまにつき合計10万元まで！」及び「入会期間：2019年7月1日（月）～9月30日（月）」と表示することにより、あたかも、「入会期間」と称する期間に、新規入会者が、本件キャンペーンに応募した上で、「利用期間」と称する期間に、商品の購入又は役務の提供を受ける際の代金決済に本件役務を利用した場合、応募者1人当たりのキャッシュバックの上限金額を合計10万元として、当該代金の最大20%相当額のキャッシュバックを受けることができるかのように表示していた。</p> <p>② 令和元年7月1日から同年9月30日までの間、デジタルサイネージと称する店頭表示物において、「新規ご入会者限定」、「■要エントリー」、「■イオン銀行口座設定された方」、「カードご利用代金最大20%キャッシュバック」、「入会期間：2019年7月1日（月）～9月30日（月）」、及び「利用期間 7／25 [木] ▶ 31 [水] 8／25 [日] ▶ 31 [土] 9／24 [火] ▶ 30 [月]」と表示することにより、あたかも、「入会期間」と称する期間に、新規入会者が、本件キャ</p>

			<p>ンペーンに応募した上で、「利用期間」と称する期間に、商品の購入又は役務の提供を受ける際の代金決済に本件役務を利用した場合、当該代金の最大20%相当額のキャッシュバックを受けることができるかのように表示していた。</p> <p>③ 令和元年7月6日から同月31日までの間及び同年8月7日から同年9月29日までの間、「Y o u T u b e」と称する動画共有サービスにおける動画広告において、「新規ご入会者限定」、「■要エントリー」、「■イオン銀行口座設定された方」、「カードご利用代金最大20%キャッシュバック」、「入会期間：2019年7月1日（月）～9月30日（月）」、「利用期間：2019年7月25日〔木〕～31日〔水〕 8月25日〔日〕～31日〔土〕 9月24日〔火〕～30日〔月〕」、「イオンカードは今なら20%キャッシュバック」及び「イオンウォレットから応募」との文字の映像並びに「イオンカードは今なら20パーセントキャッシュバック」及び「今すぐイオンウォレットから応募」との音声を表示することにより、あたかも、「入会期間」と称する期間に、新規入会者が、「イオンウォレット」と称するアプリケーションから本件キャンペーンに応募した上で、「利用期間」と称する期間に、商品の購入又は役務の提供を受ける際の代金決済に本件役務を利用した場合、当該代金の最大20%相当額のキャッシュバックを受けることができるかのように表示していた。</p> <p>実際には、少なくとも、例えば、同社が指定した対象外項目に係る商品の購入又は役務の提供を受ける際の代金決済に本件役務を利用した場合など、キャッシュバックを受けることができない場合があった。</p> <p><a href="https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_200324_02.pdf">https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_200324_02.pdf</a></p>
R2.3.24 【課徴金納付命令】	消費者庁	株式会社 エムアイカード	<p>株式会社エムアイカードは、「エムアイカードプラスゴールド」と称するクレジットカード（平成30年5月30日付けで同名称に変更する前のクレジットカードを含む。）に係る役務（平成30年4月1日から令和元年7月29日までの間に新規に申込みが行われたもの。以下「本件役務」という。）を一般消費者に提供するに当たり、自社ウェブサイトにおいて</p> <p>① 例えば、平成31年4月1日から令和元年6月10日までの間、「三越伊勢丹グループ百貨店でのご利用で初年度8%ポイントが貯まります。」、「百貨店でお得！ 初年度ポイント率8%！」、</p>

			<p>「百貨店でお得！」、「ポイントが早く貯まる！」、「M I C A R D + G O L D に新規でご入会いただくと三越伊勢丹グループ百貨店内のお買物で初年度 8 % ポイントが貯まる！」等と表示するなど、あたかも、新規に本件役務の提供に係る契約を締結し、かつ、三越伊勢丹グループの百貨店において商品の購入又は役務の提供を受ける際の代金決済に本件役務を利用した場合、入会初年度においては、当該利用額の 8 パーセント分のポイントが付与されるかのように示す表示をしていた。</p> <p>実際には、少なくとも、例えば、3,000 円未満の商品の購入又は役務の提供を受ける際の代金決済に本件役務を利用した場合、当該利用額の 1 パーセント分のポイントしか付与されないなど、利用額の 8 パーセント分のポイントが付与されない場合があった。</p> <p>② 例えば、平成 30 年 4 月 1 日から同年 6 月 30 日までの間、「期間：2018 年 6 月 30 日（土）まで」及び「ご入会特典 ゴールドカードの新規ご入会で 三越伊勢丹グループ百貨店でのご利用で初年度 8 % ポイントが貯まります。」と表示することにより、あたかも、平成 30 年 6 月 30 日までに新規に本件役務の提供に係る契約を締結した場合に限り、当該特典の適用を受けることができるかのように表示していた。</p> <p>実際には、平成 30 年 4 月 1 日以降、継続して、当該特典の適用を受けることができるものであった。</p> <p>課徴金額：1526 万円</p> <p><a href="https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_200324_01.pdf">https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_200324_01.pdf</a></p>
R2.3.19 【措置命令】	消費者庁	株式会社 TOLUTO	株式会社 TOLUTO は、「ケトジェンヌ」と称する食品（以下「本件商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、令和元年 8 月 2 日に、自社ウェブサイトにおいて、「スリムボディ」、「ケトジェンヌでボディメイクに燃える！」と題し、ウエストがくびれた人物の写真と共に、人物の腹部に炎のイラスト及び「ケトン体」と記載、並びに「中鎖脂肪酸 MCT」、「オメガ 3 系脂肪酸アマニ油」、「基礎アミノ酸でタンパク質」、「スーパーフードミネラル」、「どっさり食物繊維」、「ケトン体質に切り替える」及び「5 つのこだわり」等と表示するなど、あたかも、本件商品を摂取するだけで、本件商品に含まれる成分の作用による体質改善により、容易に痩身効果が得られるかのよう

			<p>に示す表示をしていた。</p> <p>消費者庁が、同社に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は当該期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。</p> <p><a href="https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_200319_01.pdf">https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_200319_01.pdf</a></p>
R2.3.18 【措置命令】	大阪府	株式会社 エコ関西	<p>株式会社エコ関西は、「エコショップ」と称する宣伝講習販売会場において</p> <p>① 「ウォーキングイオン棒」、「アイセイファイブ」及び「プチイオン棒」と称する電気マッサージ器（以下「本件商品①」という。）を一般消費者に販売するに当たり、遅くとも平成29年1月27日から令和2年1月22日までの間、体の不調の原因となる静電気を除去することで、「癌、認知症に効果がある」等と口頭で勧誘することにより、あたかも、本件商品①に疾病等の治療に効果があるかのように示す表示をしていた。</p> <p>② 「E P マルチプレート」と称するセラミック製の板状の機器（以下「本件商品②」という。）を一般消費者に販売するに当たり、平成30年4月27日から令和2年1月29日までの間、案内チラシにおいて、「テレビの前に置く 電磁波・ブルーライトの悪影響を軽減します 脳神経を守るマイクログリアが守られます」等と表示するほか、口頭で勧誘することにより、あたかも、本件商品②に各種の効果効能があるかのように示す表示をしていた。</p> <p>大阪府知事は、景品表示法第7条第2項の規定に基づき、同社に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は当該期限内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、いずれも、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。</p> <p><a href="http://www.pref.osaka.lg.jp/hodo/index.php?site=fumin&amp;pageId=37705">http://www.pref.osaka.lg.jp/hodo/index.php?site=fumin&amp;pageId=37705</a></p>
R2.3.18 【課徴金納付命令】	消費者庁	株式会社ファクトリージャパングループ	株式会社ファクトリージャパングループは、同社が運営する店舗において、「60分全身整体」、「A. P. バランス®整体・骨盤調整60分」及び「整体・骨盤調整（A. P. バランス®）60分コース」と称する役務（以下「本件役務」という。）を一般消費者に供給するに当たり、自社ウェブサイトにおいて、例えば、平成30年1月1日から同年2月28日までの間、「\初めてご利用

			<p>の方限定！／新しいカラダスタート！キャンペーン！今なら60分全身整体 通常価格 8,964円（税込）が3,980円（税込）！＼さらに／平日13時～17時ならもっとお得に！3,500円（税込）！キャンペーン期間 2月28日（水）まで」等と表示するなどにより、あたかも、本件役務を初めて利用する者又は1年以上利用していない者（以下「初回利用者等」という。）が本件役務を利用する場合には、表示されていた期限までに限り、割引価格が適用されるかのように表示していたが、実際には、初回利用者等が本件役務及びこれと同等の役務を利用する場合には、平成30年1月1日から同年5月31日までの間において、割引価格が適用されるものであった。</p> <p>課徴金額：392万円</p> <p><a href="https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_200318_01.pdf">https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_200318_01.pdf</a></p>
R2.3.17 【措置命令】	消費者庁	株式会社 あすなろわかさ	<p>株式会社あすなろわかさは、「黒椿」と称する食品（以下「本件商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、例えば、令和元年7月5日及び同月8日に自社ウェブサイトにおいて、本件商品の容器包装及び黒髪の人物の写真と共に、「黒々艶やかな髪本来の美しさを取り戻す 黒椿－K U R O T U B A K I－ 黒ゴマ、黒ウコン、亜鉛、ビオチンなどの黒々艶やかな天然成分をたっぷり使ったサプリメントです。あなたの髪本来の、若々しくて美しい黒髪を取り戻します。市販の白髪染めや美容院で染めるのが面倒な方にオススメです。」等と表示することなどにより、あたかも、本件商品を摂取することで、白髪が黒髪になる効果が得られるかのように示す表示をしていた。</p> <p>消費者庁が、同社に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は、期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。</p> <p><a href="https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_200317_03.pdf">https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_200317_03.pdf</a></p>
R2.3.17 【課徴金納付命令】	消費者庁	株式会社 ジプソフィラ	<p>株式会社ジプソフィラは、「生酵素」と称する食品（以下「本件商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、平成30年3月21日から同年11月21日までの間、自社ウェブサイトにおいて、例えば、腹部にメジャーを巻き付けた人物の写真及び本件商品の容器包装の写真と共に、「さあ、ダイエットしよう。」及び「222種の植物で健康的にダイエット」等と記載することにより、あたかも、本件商品を摂取するだけで、本件商品に含まれる成分の作用により、容易に痩身</p>

			<p>効果が得られるかのように示す表示をしていた。</p> <p>消費者庁が、同社に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は、期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。</p> <p>課徴金額：868万円</p> <p><a href="https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_200317_02.pdf">https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_200317_02.pdf</a></p>
R2.3.17 【課徴金納付命令】	消費者庁	ジェイフロンティア株式会社	<p>ジェイフロンティア株式会社は、「酵水素328選生サプリメント」と称する食品（以下「本件商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、例えば、平成29年4月17日に配布した新聞折り込みチラシにおいて、「あんなにおデブだった、たんぽぼがどうやって痩せたのか！？」と記載し、ウエストにくびれがある人物の水着姿の写真及び「たるみ腹だった白鳥さん」と付記された、肥満気味の腹部を露出した同人の写真と共に、「約3カ月でー12.7kg」、「『ダイエット失敗続きの私が本当に痩せられたんです！』白鳥久美子さん」と記載することにより、あたかも、本件商品を摂取するだけで、本件商品に含まれる成分の作用により、容易に瘦身効果が得られるかのように示す表示をしていた。</p> <p>消費者庁が、同社に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は、期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。</p> <p>課徴金額：2億4988万円</p> <p><a href="https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_200317_01.pdf">https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_200317_01.pdf</a></p>
R2.3.10 【措置命令】	消費者庁	株式会社ゼネラルリンク	<p>株式会社ゼネラルリンクは、「マカミア」と称する食品（以下「本件商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、例えば、令和元年11月25日から令和2年2月5日までの間、「n e n n e」と称する自社ウェブサイトにおいて、「自然環境の厳しい南米ペルー産のマカを厳選し独自製法のエキスパウダーとして抽出。大学教授をはじめとする共同研究チームによる機能性試験において、授かり率が190%高まることが示されました。」等と表示し、令和2年1月9日から同月16日までの間、実際には自社が運営しその表示内容を自ら決定しているにもかかわらず第三者が</p>

			<p>運営するものであるかのように装った「妊活ガイド」と称するウェブサイトにおいて、「妊娠率190%UPも！？今話題の妊活サプリ総合ランキング！」、「マカミア（ネンネ）」、「授かり率が190%UPする妊活サプリ」等と表示することにより、あたかも、本件商品を摂取することにより、著しく妊娠しやすくなる効果が得られるかのように示す表示をしていた。</p> <p>消費者庁が、同社に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は、期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。</p> <p><a href="https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_200310_01.pdf">https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_200310_01.pdf</a></p>
R2.3.6 【措置命令】	消費者庁	株式会社 エムアンドエム	<p>株式会社エムアンドエムは、「ファイラマッスルサプリHMB」と称する食品（以下「本件商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、自社ウェブサイトにおいて、例えば、少なくとも平成31年4月10日に、「1日たった4粒飲めば体が引き締まる！」「筋肉をつけ代謝を上げつつ、余分な摂取をスッキリさせることで」、「リバウンド知らずの理想の体に！」、「POINT1 話題のHMBに加え、アスリートも多数摂取“BCAA”も高配合！ 2種のビルドアップ成分を超凝縮！プロテインよりボディメイクの実感度アップ！」、「POINT2 ボディメイクをさらに加速させる、スッキリサポート成分！ 自然由来のスッキリ成分を凝縮！ HMBやプロテインだけだと、筋肉はついても痩せなかった…。 そんなお声が多い中、ファイラは絶妙なバランスでスッキリ系成分を配合することで、<u>ビルドアップとスッキリの両立を実現しました！</u>」、「【インディアンデーツ】<u>インディアンデーツ</u>は、アフリカ原産の天然植物です。現地では<u>乱れた食生活を整える民間薬として用いられています</u>。また、余分な摂取をスッキリサポートする働きが期待されています。」、「アップ系×カット系W配合『ファイラマッスルサプリHMB』は、多くのお客様に支持される筋肉サプリです！」、「ビルドアップしたい方、ダイエット目的の方、その両方の方など様々な方に広くご愛用いただいております。」、「健康的な食事や運動のお供に、毎日同じタイミングでお飲み下さい。摂り続けるほど実感度アップが期待できます。1日4粒以上を目安に、毎日、お飲み下さい。」等と表示することにより、あたかも、健康的な食事や運動と共に、本件商品を毎日4粒を目安に摂取し続ければ、本件商品に含まれる成分の作用により、効率よく筋肉増強効果及び瘦</p>

			<p>身効果が得られるかのように示す表示をしていた。</p> <p>消費者庁が、同社に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は、期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。</p> <p><a href="https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_200306_02.pdf">https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_200306_02.pdf</a></p>
R2.3.6 【課徴金納付命令】	消費者庁	ふるさと和漢堂 株式会社	<p>ふるさと和漢堂株式会社は、「ドクター・フトレマックス」と称する食品（以下「本件商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、平成29年8月27日から令和元年6月21日までの間、自社ウェブサイトにおいて、例えば、平成29年8月27日から平成30年1月23日までの間、「長年のコンプレックスだったガリガリ体型を約2ヶ月で克服！」、「太る専用プロテイン！」等と表示するなど、あたかも、食物の栄養素を十分に吸収できない者であっても、本件商品を摂取することにより、約2か月で、外見上身体の変化を認識できるまでの体重の増量効果が得られるかのように示す表示をしていた。</p> <p>消費者庁が、同社に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は、期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。</p> <p>課徴金額：1305万円</p> <p><a href="https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_200306_01.pdf">https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_200306_01.pdf</a></p>
R2.3.5 【措置命令】	茨城県	有限会社 協和自動車	<p>有限会社協和自動車は、中古自動車21台（以下「本件商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、中古自動車情報ウェブサイトに開設した自社ウェブサイト又は中古自動車情報誌において、「修復歴」欄に「なし」又は「修無」と表示することにより、あたかも、本件商品の車体の骨格部位に修復歴がないかのように示す表示をしていたが、実際には、オートオークションからの仕入れ時に提示される「出品リスト」に、車体の骨格部位が損傷するなどの修復歴を示す記号等が記載された修復歴があるものであった。</p> <p><a href="https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/syose/sodan/torikumi/documents/kohyobun.pdf">https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/syose/sodan/torikumi/documents/kohyobun.pdf</a></p>

R2.2.26 【措置命令】	大阪府	株式会社 シェフカワカミ	株式会社シェフカワカミは、自ら運営する6店舗で販売する豚肉、鶏肉及び牛肉の一部商品（以下「本件商品」という。）について、新聞に折り込むなどした広告チラシにおいて、「全品3割引」等と表示することにより、あたかも、本件商品について、通常価格から割り引いて販売するかのように表示していたが、実際には、当該通常価格は、同社が任意に設定したものであって、販売された実績があるとは認められない価格であった。 <a href="http://www.pref.osaka.lg.jp/hodo/index.php?site=fumin&amp;pageId=37394">http://www.pref.osaka.lg.jp/hodo/index.php?site=fumin&amp;pageId=37394</a>
R2.2.17 【措置命令】	埼玉県	旅籠一番こと 坂本俊彦	旅籠一番こと坂本俊彦は、宿泊施設内における入浴施設の浴槽で使用する温水について、自らが運営するウェブサイトの「温泉」を紹介するページにおいて、「自慢の温泉と心温まるおもてなしでお待ちしております。」、「『島府の湯』自慢の温泉と心温まるおもてなしでお待ちしております。」、「露天風呂 当館自慢の露天風呂は心も肌も安らぎに包まれる自然石で造られており、お部屋ごとの貸切もできます。秩父路の静寂とくつろぎを堪能できるお風呂です。」等と表示することにより、あたかも、全ての浴槽で温泉を使用しているかのように示す表示をしていたが、実際には、「露天風呂」では温泉法第2条第1項に規定する温泉を使用していなかった。 <a href="https://www.pref.saitama.lg.jp/a0001/news/page/2019/0217-07.html">https://www.pref.saitama.lg.jp/a0001/news/page/2019/0217-07.html</a>
R2.2.7 【課徴金納付命令】	消費者庁	株式会社 グローアス Growas	株式会社Growasは ① 「アルバニアSPホワイトニングクリーム」と称する商品（以下「本件商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、平成30年8月2日から同年11月26日までの間、「Shop ping Mail」と称する自社ウェブサイト（以下「自社ウェブサイト」という。）において、例えば、「アルバニア ホワイトニングクリームは通常では考えられないほど【瞬間に】シミを消してしまいます 肌に影響なくシミが剥がれ落ちる おやすみ前専用瞬間シミ消しクリーム」、「シミが剥がれるだけでなく 肌全体が白くなる」等と記載することにより、あたかも、本件商品を使用するだけで、短期間で容易にシミを解消又は軽減するとともに肌本来の色を白くするかのように示す表示をしていた。 消費者庁が、同社に対し、期間を定めて、上記の表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は、当該期間内に資料を提出しなかった。

② 本件商品を一般消費者に販売するに当たり、平成30年8月2日から同年11月26日までの間、自社ウェブサイトにおいて、同一のページに「通常販売価格12,000円（税別）↓↓↓予約販売限定<500本のみ>3,800円（税別）」、「3本セット36,000円⇒11,400円（税抜）▶送料無料3個セット」、「2本セット24,000円⇒7,600円（税抜）▶2個セットはこちら」と一體的に記載し、実際の販売価格に当該販売価格を上回る価格（以下「比較対照価格」という。）を併記することにより、あたかも、比較対照価格は、同社において本件商品について通常販売している価格であり、実際の販売価格が当該通常販売している価格に比して安いかのように表示していた。

実際には、比較対照価格は、同社が任意に設定したものであって、同社において本件商品について販売された実績のないものであった。

課徴金額：160万円

[https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation\\_200207\\_01.pdf](https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_200207_01.pdf)